妊婦・新生児・乳児等に係る医療機関等と地域の相互情報提供実施要領

1　目　的

医療機関等と連携して、母児のニーズを捉えた継続的な育児支援を提供することにより、地域における母児の安定した生活を確保することを目的とする。

2　実施機関

西部圏域の入院施設を有する医療機関等（産婦人科、助産所）、助産師会、市町村、西部総合事務所米子保健所

3　事業内容

（1）母児の情報提供と管理

ア　医療機関等及び市町村は、早期支援が必要と思われる情報提供対象者（別紙１）について、保護者の同意を得た上で、フローチャート（別紙２）に従い情報提供を行う。

イ　情報提供の内容は次の様式に定めたとおりとし、情報提供先は別紙３及び別紙４とする。

（ア）医療機関等から市町村へ：妊娠中の場合は様式１、出産後の場合は様式２

（イ）市町村から医療機関等へ：妊娠中の場合は様式１、家庭訪問後の場合は様式３

ウ　医療機関等及び市町村が必要と判断する場合は、随時カンファレンスを開催する。

（2）母子保健サービスの提供

市町村及び医療機関等は、提供情報に基づき、必要なサービスを提供する。なお、市町村は、家庭訪問等の支援後、速やかに情報提供のあった医療機関等へその結果及び必要な支援等を、様式３により報告する。

（3）母子保健事業関係機関連絡会の開催

妊婦・新生児・乳児等に係る医療機関等と地域の相互情報提供システムの円滑で効果的な実施を行うため、「母子保健事業関係機関連絡会」を開催し、課題や必要な協議事項を検討する。

4　個人情報保護

情報提供に関して保護者の同意を得ることを基本とするが、保護者の同意を得ることができない場合でも個人情報の保護に関する法律第 27 条第１項第３項に基づき、連絡をすることもできる（情報提供様式１及び様式２へその旨を明記する）。

5　実績報告

医療機関等は妊婦連絡票（様式１）及び退院に向けての連絡票（様式２）の送付件数を別紙５により、市町村は妊婦連絡票（様式１）及び家庭訪問連絡票（様式３）の送付件数を別紙６により、西部総合事務所米子保健所に報告する。実績報告は年１回程度（４月）とする。

実績報告の計上基準日は、妊婦連絡票（様式１）及び退院に向けての連絡票（様式２）は送付日、家庭訪問連絡票（様式３）は、退院に向けての連絡票（様式２）を受けて送付する場合、退院に向けての連絡票（様式２）の受理日とする。

６　事務局

（１）事務局は、西部総合事務所米子保健所とする。

（２）事務局の役割は、次のとおりとする。

ア　実績集計、報告

イ　システムの円滑で効果的な実施のための課題把握

ウ　関係機関の連絡調整

エ　母子保健事業関係機関連絡会の開催

７　その他

情報提供に係る経費及び事務の負担については、送付先機関の負担とする。

里帰り等で管外市町村での支援が必要なケースについては、住所地の市町村が保護者に訪問希望を確認し、管外市町村に訪問依頼を行う。

様式一覧の別紙３及び別紙４については、要領改正を行わず、毎年度（その他変更のあった時）更新することとする。

様式一覧

別紙１	情報提供対象者について
別紙２	妊婦・新生児・乳児等に係る医療機関等と地域の相互情報提供システムフローチャート
別紙３	情報提供先（西部圏域医療機関等担当者名簿）
別紙４	情報提供先（西部圏域市町村母子保健担当者名簿）
別紙５	妊婦連絡票・退院に向けての連絡票　送付実績報告書（医療機関・助産所用）
別紙６	妊婦連絡票・家庭訪問連絡票　送付実績報告書（市町村用）
様式１	妊婦連絡票（ハイリスクケース）（医療機関等⇔市町村）
様式２	退院に向けての連絡票（ハイリスク児・長期入院対象児）（医療機関等→市町村）
様式３	家庭訪問連絡票（ハイリスク児・長期入院対象児）（市町村→医療機関等）
様式４	家庭訪問指導票

平成２７年１０月１９日改正
平成２９年１０月１日改正
平成３０年１０月１日改正
令和５年１０月１８日改正
令和６年１１月２２日改正